

## よくあるご質問

令和4年10月20日更新

### 問1

岡山県内に本支店、営業所がない場合は参加できないのですか？ホームページ等で公開されるのであれば近県の業者であれば十分対応できるし、登録もしています。どうして参加できないのですか？

#### ●答

公開案件については、

- ① 公開の範囲が広範囲にわたることから、保守・納入の確実性を担保するため
- ② 随意契約対象であること

上記、①、②から地域性を考慮して岡山県一般競争入札（条件付）参加資格者名簿に登載してある住所が岡山県内であることとさせていただきます。

併せて印刷物等につきましても同様の理由で同じ扱いとさせていただきます。なお、一般競争入札や指名見積合わせにつきましては、県外業者の方も従前どおりの取扱いとさせていただきますということをご理解ください。

### 問2

見積書への代表者印押印を省略できないのですか？  
できるのであれば、FAXでの見積書提出でもよいのではないのですか？

#### ●答

代表者印の押印省略は可能です。

ただし、本ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/page/509874.html>) のお知らせの欄【請求書・見積書への押印省略について】「記載例」に沿った書式の見積書に限ります。

オープンカウンターでは見積書原本を徴取させていただくということでFAX等による提出を認めておりませんのでご理解願います。

なお、期限までに到着した場合は郵送も有効としています。

### 問3

案件公開品目は具体的にどのようなものですか？

#### ●答

文具類全般、電算用品（OA周辺機器等）、家電製品（電気スタンド、蛍光灯等）、その他（運動具、啓発グッズ、工具等）です。

案件を公開するかどうかについては、随意契約という性質上、用度課が総合的に判断しています。

#### 問 4

不定期分公開品目はどのようなものですか？

##### ●答

パソコン等、被服等（警察）、その他に分けて見積りに一定期間を要すると考えられる物品を公開しています。

仕様等が公開に耐えうるものかどうか、用度課が判断しています。

不定期分については随時公開であるため、毎日HPを見ていただくこととなりますが、よろしくご配慮願います。

#### 問 5

同等品での見積りについて詳しく教えてください。

##### ●答

見積依頼票に同等品での見積りを認める旨を記載している場合のみ、同等品での応札を認めます。上記の場合、同等品について要求課担当の承認を得て、必ず、見積書に、「何月何日 何時何分 何課 ○○氏、了承済」と記入願います。記入がない場合は無効とすることがあります。

#### 問 6

同等品可としていないものは、すべて同等品不可なのですか？それは何故ですか？

##### ●答

基本的に同等品可と記載していないものは、要求課の判断によるものであり、同等品での応札は不可とします。

#### 問 7

型番や仕様に不備があった場合はどのようなになるのですか？

##### ●答

記載の型番が廃番であり、同メーカーの後継型番品がある場合については、要求課担当に仕様等の説明をし、承認を得た上での見積りを認めます。その場合、同等品可の見積りの場合と同様に、用度課調達班に速やかに連絡の上、承認について見積書に記入願います。その他の不備があった場合は、基本的に見積合わせを中止します。中止の場合、納期等を考慮して次回に公開できるものは、修正の上公開します。

#### 問 8

見積結果を知りたい場合はどうすればよいのですか？

##### ●答

応札していただいた方のみ、要求課名と4桁の公開日付及び調達番号（例 0711-1-3）を見積書提出期限の翌日の午後以降、用度課調達班に電話いただければ、落札業者及び落札金額についてお伝えします。

なお、問合せ件数が多数の場合は、FAXでご連絡いただければたすかります。

問9

インターネット接続パソコンを持っていない場合、参加できないのですか？

●答

用度課調達班執務室内において、印刷物でも案件公開しています。今後、当県におきましても電子県庁を目指していることから、業者の皆様におかれましても、導入のご検討をお願いします。

問10

毎日HPを見なければならぬのですか？

●答

物品(修繕を含む)・印刷オープンカウンター(定期分)(原則)

- ・ 物品・・・毎週火曜日 午前8時30分から公開翌々日の正午まで
- ・ 印刷・・・毎週水曜日、金曜日 午前8時30分から同日の15時まで
- ・ コピー・・・毎日 午前8時30分から同日の10時まで(案件がない場合もあります。)

不定期分については、随時公開ですので、毎日チェックしていただく必要があります。

案件を公開し、調達の公平性・透明性を図るということで、皆様同条件ですので、HPのチェックをご配慮願います。「物品調達のオープンカウンター」のホームページをお気に入りに登録していただければ、閲覧までの時間は短縮すると思います。

問11

公開日及び公開締切日が国民の休日である場合はどうなりますか？

●答

物品については、公開日のある週(月曜日から金曜日まで)に国民の休日が1日ある場合は、公開日や公開締切日(見積書提出期限)を移動させて実施しますが、国民の休日が2日以上ある場合は中止します。印刷、コピーについては、公開日のみが国民の休日の場合は中止します。

問12

朝アクセスが集中する時間帯に案件が見られなくなったり、重くなったりすることはありますか？

●答

多少重くなることも予想されますが、理論上は1つのファイルを1,024台同時に閲覧できます。